

指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第77号

指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準

第1節 基本方針（第2条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第3条―第40条）

第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針（第41条・第42条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第43条―第54条）

第4章 補則（第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定により、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準

第1節 基本方針

第2条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、当該要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービス（旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）の提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数等）

第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - (2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
 - (5) 介護支援専門員 1人以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）
- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 医師 常勤換算方法で、1人以上
 - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (4) 介護支援専門員 1人以上
- 3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる員数

ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上

イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上

(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1人以上

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1人以上

(6) 介護支援専門員 1人以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）

4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人とする。

6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

7 第1項第5号、第3項第6号及び第5項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の職務に従事することができるものとする。

8 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

9 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。
(設備の基準)

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第6条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能訓練室、デイルーム、面接室、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第27条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該患者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

3 電磁的方法は、患者又はその家族が当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項において「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護療養型医療施設は、第2項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により当該患者又はその家族の承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、同項の患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による第1項の重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、当該指定介護療養施設サービスの提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(介護保険法(以下「法」という。)第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第12条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努め

なければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第8条第21項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時に、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、当該患者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、法第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第13条 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、患者の退院に際しては退院の年月日を当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（旧介護保険法第48条第4項の規定に基づき施設介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（1）食事の提供に要する費用（旧介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

（2）前号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入院患者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第16条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を踏まえて、当該入院患者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入院患者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設サービス計画に地域の住民の自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなけれ

ばならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を記載した書面を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特別の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入院患者に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (1) 入院患者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入院患者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第18条 医師の診療の方針は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

（機能訓練）

第19条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第20条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、規則で定めるところにより入院患者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるもののほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第21条 指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好^しを考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入院患者の食事は、入院患者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第22条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第23条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由なく指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者)

第24条 指定介護療養型医療施設を管理する医師又は指定介護療養型医療施設の管理者は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(管理者の職務)

第25条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者に第7条から第40条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の職務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、第17条に定めるもののほか、規則で定める職務を行うものとする。

(運営規程)

第27条 指定介護療養型医療施設は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第29条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第30条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会を規則で定めるところにより開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防等のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第32条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第33条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、第27条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して入院患者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けた被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第36条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧介護保険法第23条の規定に基づく市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う旧介護保険法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなら

らない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第37条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又は再発を防止するため、省令に規定する措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

(会計の区分)

第39条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第41条 前章(第2条及び第3条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設(少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))により施設が構成されている指定介護療養型医療施設であって、ユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第42条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて

て、入院患者の入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、機能訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 ユニットには、病室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けなければならない。

3 前項の病室、共同生活室、洗面設備及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 病室

- ア 一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護療養型施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。
- イ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- ウ 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- エ ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁により、入院患者同士の視線が合うことのないような構造となっていること。
- オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

- ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- イ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- ウ 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

- ア 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- イ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

ア 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

4 機能訓練室及び浴室は、専らユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 第3項第2号の共同生活室は、医療法施行条例（平成24年岩手県条例第69号）第6条第1項第3号の食堂とみなす。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、機能訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 ユニットには、病室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けなければならない。

3 前項の病室、共同生活室、洗面設備及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 病室

ア 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

ウ 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

エ ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁により、入院患者同士の視線が合うことのないような構造となっていること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ウ 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

ア 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

イ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

ア 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

4 機能訓練室及び浴室は、専らユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 第3項第2号の共同生活室は、医療法施行条例第8条第1項に規定する同条例第6条第1項第3号の食堂とみなす。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 ユニットには、病室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けなければならない。

3 前項の病室、共同生活室、洗面設備及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 病室

ア 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

ウ 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

エ ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁により、入院患者同士の視線の合うことのないような構造となっていること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ウ 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

ア 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

イ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

ア 病室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

4 生活機能回復訓練室及び浴室は、専らユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（旧介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 前号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入院患者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第47条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 指定介護療養施設サービスは、入院患者の私生活に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入院患者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、入院患者の負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第49条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、省令に規定する職員の配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第19条まで、第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第

2 項中「第7条から第40条まで」とあるのは「第46条から第54条まで」と、第26条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

第4章 補則

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1人以上

(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上。ただし、そのうちの1人については、看護職員とするものとする。

(3) 介護支援専門員 1人以上

3 当分の間、第3条第3項第3号中「6人」とあるのは、「8人」とする。

4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第3条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第9項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。

5 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟に係る病室については、第6条第2項第1号中「4床」とあるのは、「6床」とする。

6 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6人」とあるのは「8人」と、同項第3号中「6人」とあるのは「4人」とする。

7 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5人又はその端数を増すごとに

1人以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上

(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1人以上

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1人以上

(6) 介護支援専門員 1人以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）

8 平成13年3月1日以前に医療法第7条第1項の開設許可を受けていた病院のうち、特例対象病院（介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成17年政令第231号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令第52条第2項の規定により読み替えて適用する同令第4条第2項に規定する特例対象病院をいう。）が有する老人性認知症疾患療養病棟については、当分の間、第3条第3項第2号イ中「1人以上」とあるのは、「1人以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟の入院患者数を4で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟の入院患者数を5で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

9 平成13年3月1日以前から存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第6条第2項第2号中「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。

10 平成17年10月1日以前に旧介護保険法第48条第1項第3号の規定による指定を受けていた介護療養型医療施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、第3章に規定する基準を満たすものについて、第43条第3項第2号イ、第44条第3項第2号イ又は第45条第3項第2号イの規定を適用する場合においては、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

11 平成17年10月1日以前に旧介護保険法第48条第1項第3号の規定による指定を受けていた介護療養型医療施設（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定介護療養型医療施設であつてユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。ただし、当該介護療養型医療施設が、第3条及び第3章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

12 平成17年10月1日以前に旧介護保険法第48条第1項第3号の規定による指定を受けていた介護療養型医療施設（同日において建築中であつたものであつて、同月2日以後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成17年前指定介護療養型医療施設」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第4条の規定による改正前の省令（以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの（平成17年10月1日において改修中、改築中又は増築中の平成17年前指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）であつて、同日後に指定介護療養型医療施設旧基準第51

条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護療養型医療施設」という。) については、同日後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第23項までに定める基準によることができる。

- 13 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は、ユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第42条に、ユニット部分以外の部分にあつては第2条に定めるところによる。
- 14 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあつては第43条から第45条までに、ユニット部分以外の部分にあつては第4条から第6条までに定めるところによる。ただし、浴室、機能訓練室及び生活機能回復訓練室については、ユニット部分の入院患者及びユニット部分以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 15 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第46条に、ユニット部分以外の部分にあつては第14条に定めるところによる。
- 16 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の指定介護療養施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第47条に、ユニット部分以外の部分にあつては第16条に定めるところによる。
- 17 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第48条に、ユニット部分以外の部分にあつては第20条に定めるところによる。
- 18 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における食事の提供は、ユニット部分にあつては第49条に、ユニット部分以外の部分にあつては第21条に定めるところによる。
- 19 一部ユニット型指定介護療養型医療施設におけるその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第50条に、ユニット部分以外の部分にあつては第22条に定めるところによる。
- 20 一部ユニット型指定介護療養型医療施設は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 21 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における勤務の体制の確保等は、ユニット部分にあつては第52条に、ユニット部分以外の部分にあつては第28条に定めるところによる。
- 22 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第53条に、ユニット部分以外の部分にあつては第29条に定めるところによる。
- 23 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第19条まで、第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する規程」とあるのは「附則第20項に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「第7条から第40条まで」とあるのは「附則第15項から第23項まで」と、第26条中「第17条」とあるのは「附則第23項において準用する第17条」と読み替えるものとする。